

十九八七	六五四	三	二一	向基年〇 向けづ財個財
初利発発	振額最低	發用振	の法發号名	平国債務人務省
期率行行	替額面	等替法	條律行稱	成、平令告
利価日	単位	の適	項及の根	二の發行告示
子格			び拠記	四十行國債第
				四年条件百
平年額平す額の振	一百額の定以律社	～（財の東三個人向	四件等四十八年四	四月行四十七
成〇面成るの記替	万八面振の下（平	債第平源施日年）	月三月）第	財十日次に号
二・金二。整載法	円十金替適「平成	成の策本（大利付	四条十四と五日	務大臣とおりに
十一額十數又の	九額機適用振	株十二確を震災付	付十五年第十庫債券	する省令告示
四八百四倍は規	万で関を替	式九十保実施から一回	（第一回債券）	の発行項（
年パ円年記定	円四は受法	条十三等の第年関するたの復	（第二回債券）	の平成規定期
九一に三金録に	百日受け一年法律	年法律するため復	（第三回債券）	。個人に
月セつ月額はよ	五本るとい銀も	替項律するため復	（第四回債券）	
十ンき十にるよ	う行のう四億と	（第七回債券）		
五ト百五振最	。のとし千する	（第五回債券）		
日円日低替も	。のとし千する	（第五回債券）		
を支払額口の面	。そ規九。	（第六回債券）		
	簿	法号	・	

てはとし、一円とする。ただし、場合に入経過利子に相当する金額は、受ける省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.18}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

×
365

(二) 平成二十五年九月十五日以

後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

十七 中途換金の特例

害とする。) の区域において、災害救助法(昭和二十二年法律第百八十八号)による救助の行わかれ

る災害が発生し、当該災害にかかる債権を有する者は、当該個人向けに債券の中途換金を請求するものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した。

(一) 金額と/orする。 平成二十五年三月十五日前か

ままで平成二十四年九月十五日から平成二十五年三月十五日の間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{8.0}{100}$) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十四年九月十五日前

の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)